

新型コロナウイルスで里帰りができなくなった妊産婦さんへ

申請期限:令和3年
3月31日まで

育児対策等支援サービス事業

【補助対象期間】 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで



どのような補助事業？

新型コロナウイルスの影響で、里帰りができなくなった妊産婦さんが民間などの育児・家事支援サービスを利用する費用を予算の範囲内で補助するものです



育児支援サービスとは？

補助対象となるサービスの内容

* 育児サービス

- 調乳・授乳の世話
- 沐浴の準備・実施・後片付け
- おむつ交換
- 上の子の世話
(幼稚園や保育所への送迎含む)
- 育児に関するアドバイス など

* 家事サービス

- 食事の準備や後片付け
- 衣類の洗濯・布団干し
- ゴミ出し(粗大ごみを除く)
- 居室の簡単な掃除・整理整頓
- 生活必需品の買い物 など



対象になる条件は？

* 妊産婦さん

- 八王子市に住民票があること
- 里帰り予定先が都外(島しょ部除く)の里帰り予定先に新型コロナウイルスの影響で里帰りできなくなった方
- 日中、育児や家事を支援してくれる親族や知人が不在であること

* 育児等支援サービス

- 民間や地域団体が提供するサービスで領収書の発行があるもの
- 利用日が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間内であるもの
- 産前14週～産後6か月の間に利用したもの
- 最初の利用日から数えて6か月間まで
- 月に4回の利用まで



補助費用は？

1回あたり1万円が上限です

産前産後の6か月間で、月4回、1回1万円の育児支援サービスの提供を受けた場合は、最大で24万円の補助を受けることができます



問い合わせ

八王子市子ども家庭支援センター

庶務担当

TEL 042-656-8225

FAX 042-656-8226

申請期限:令和3年
3月31日まで



補助申請の流れ



以下の順番に沿ってご利用ください

- 1 事前に、子ども家庭支援センターの庶務担当に電話でご相談ください。
- 2 (補助対象の確認ができましたら) 育児等支援サービスをご利用ください。
(サービス内容と金額が確認できる「領収書」を保管しておいてください)
- 3 様式1「補助金交付申請書」に「領収書」の原本及び母子手帳のコピーを添えて、子ども家庭支援センター庶務担当宛に郵送か持込でご提出ください。
- 4 市が補助対象経費について審査し、交付(不交付)決定通知をお送りします。
- 5 交付決定後、概ね1か月後を目安に補助金が指定の口座に振り込まれます。

補足・注意事項

- ・領収書について
対象となる妊産婦に提供されたサービスであることがわかる支払い証拠書類であること。
提供事業所の名称、利用日、利用したサービス名記載、受領印があること。
- ・申請は月ごとでも対象期間分まとめてでもできます。(申請受付は令和3年3月31日まで)
- ・内容確認のご連絡をする場合がありますので、必ず連絡のとれる電話番号をご記入ください。記入がない場合は申請を受け付けられないことがあります。
- ・事前に相談する前に利用したサービスも以下のものでなければ補助金の対象となります。

対象にならないサービス

八王子ファミリー・サポート・センターと八王子市産前・産後サポート事業(ハローベビーサポート)の費用、妊産婦の方の母体ケア、育児支援サービスの入会金・年会費、換気扇の掃除・お風呂のカビ取り・エアコン掃除などのお掃除サービス、特別に手間がかかる料理、ペットの世話、庭の除草や草刈り、保護者が在宅していないときの上の子の世話 など



問い合わせ・申請書類の提出先



〒192-0082 八王子市東町 5-6 クリエイトホール地下1階

子ども家庭支援センター 庶務担当

TEL 042-656-8225

FAX 042-656-8226

ホームページはこちら

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/001/005/p027495.html>

